

保険金支払いの実態調査について

当団で過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）の保険金支払いの実態調査を行った結果、当団が負担額を把握している契約者 702 件のうち、契約者が 5,000 万円以上負担した事例は 13 件、元請と下請との間で契約者以外が 5,000 万円以上負担した事例は 9 件あり、その最高額は 1 億 3,769 万円で、契約者の負担額が 1 億円を突破したのは令和 2 年度からで、被災者は障害 1 級(年令 42 才)、支払った契約者の完工高は 9.7 億円で 4,000 万円の加入でした。

また関係請負事業所の示談金合計額が 5,000 万円を超える事例も 282 件中 47 件と全体の 16.7%を占めており災害発生時に被災者 1 人当たりを支払われた金額は平均 2,786 万円となっています。

示談金の水準は合計額でも 1 社の負担額でも特に令和に入ってから急伸びしています。

このような状況を踏まえて当団では極力建設共済保険の補償額で賄えるよう令和 8 年度から保険金区分に 7,000 万円と 6,000 万円を新設する改正を行っています。

○当制度保険金支払いの示談金額等（H27～R6年度支払い）

<等級別示談件数等分布>

給付事由	件数	示談金額 10年平均
死亡	191	2,965万円
傷病1～3級	10	3,621万円
障害1～3級	43	2,889万円
障害4～5級	16	1,570万円
障害6～7級	22	1,542万円
全体	282	2,786万円

※ 示談確認支払いを抽出

<示談金額合計の分布>

示談金額合計 (関係請負事業所の合計)	件数
1億円以上	4
5,000～9,999万円	43
4,000～4,999万円	26
3,000～3,999万円	37
2,000～2,999万円	47
2,000万円未満	125
合計	282

<契約者負担額の分布>

契約者負担額	件数
1億円以上(1億3,769万円)	1
5,000～9,999万円	7
4,000～4,999万円	17
3,000～3,999万円	17
2,000～2,999万円	47
2,000万円未満	193
合計	282

○示談金額平均の推移

<示談金額の10年平均の推移>

集計期間 (年度)	示談金額 10年平均	前平均 との差
H21～H30	2,380万円	—
H22～R1	2,460万円	+80万円
H23～R2	2,442万円	-18万円
H24～R3	2,540万円	+98万円
H25～R4	2,710万円	+170万円
H26～R5	2,782万円	+72万円
H27～R6	2,786万円	+4万円

○完成工事高別の示談金額と契約者負担最高額

<示談金額等：H27～R6年度支払い>

<契約者負担額>

完成工事高 (JV込み)	件数	関係請負事業所示談金額		支払 総件数	契約者から 被災者への 支払最高額
		平均	最高額		
100億円以上	27	4,059万円	9,330万円	38	4,700万円
50～100億円未満	23	3,616万円	8,500万円	31	8,200万円
10～50億円未満	84	2,861万円	12,000万円	161	11,700万円
5～10億円未満	47	3,374万円	13,769万円	103	13,769万円
2～5億円未満	64	2,298万円	9,359万円	178	4,296万円
2億円未満	37	1,271万円	4,150万円	191	5,000万円
全体	282	2,786万円	13,769万円	702	13,769万円

当財団の保険金支払いの実態調査について

契約者から保険金区分 4,000 万円では足りないといった声が複数の建設業協会を通じて寄せられ、保険料が高くともやむなく他の保険に加入せざるを得ないケースもあったため、契約者のニーズに応じて負担軽減を図る観点から、令和 3 年 10 月 1 日より保険金区分 5,000 万円を新設しましたが、当財団で過去 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）の保険金支払いの実態調査を行った結果、示談金額合計の最高額は 1 億 3,769 万円で、5,000 万円を超える事例は全体の 17.2%（令和元年度から 5 年度まででは 19.7%）を占めています。当財団契約者が負担した示談金額の 97.5%は 5,000 万円以内に収まっていますが 4,000 万円以上が全体の 8.6%に及んでおり、年々示談額が上昇していることから災害発生時に関係請負事業所から被災者 1 人当たりを支払われた金額は平均 2,782 万円（令和元年度から 5 年度までの平均では 3,021 万円）となっています。

○当制度保険金支払いの示談金額等（H26～R5年度支払い）

<等級別示談件数等分布>

給付事由	件数	示談金額 10年平均
死亡	198	2,950万円
傷病1～3級	10	3,621万円
障害1～3級	39	2,983万円
障害4～5級	19	1,772万円
障害6～7級	24	1,514万円
合計	290	2,782万円

※ 示談確認支払いを抽出

<示談金額合計の分布>

示談金額合計 (関係請負事業所の合計)	件数
1億円以上	4
5,000～9,999万円	46
4,000～4,999万円	27
3,000～3,999万円	39
2,000～2,999万円	40
2,000万円未満	134
合計	290

<契約者負担額の分布>

契約者負担額	件数
1億円以上(1億3,769万円)	1
5,000～9,999万円	6
4,000～4,999万円	18
3,000～3,999万円	16
2,000～2,999万円	46
2,000万円未満	203
合計	290

(注)当財団契約者の示談金負担額が 1 億円を突破して 1 億 3,769 万円に達したのは令和 2 年度からで、被災者は障害 1 級(年令 42 才)で支払った契約者の完工高は 9.7 億円で 4,000 万円の加入でした。

また、当財団が保険金を支払った全 730 件のうち、傷病 1 級(年令 56 才)の被災者に完工高 15.5 億円の契約者(2,000 万円に加入)が 1 億 1,700 万円を支払った事例が令和 5 年度に発生しています。

○示談金額平均の推移

<示談金額の10年平均の推移>

集計期間 (年度)	示談金額 10年平均	前平均 との差
H20～H29	2,363万円	—
H21～H30	2,380万円	+17万円
H22～R1	2,460万円	+80万円
H23～R2	2,442万円	-18万円
H24～R3	2,540万円	+98万円
H25～R4	2,710万円	+170万円
H26～R5	2,782万円	+72万円

(参考)

R1～R5	3,021万円	(直近の5年間)
-------	---------	----------

○完成工事高別の示談金額と契約者負担最高額

<示談金額等：H26～R5年度支払い>

<契約者負担額>

完成工事高 (JV込み)	件数	関係請負事業所示談金額		支払 総件数	契約者から 被災者への 支払最高額
		平均	最高額		
100億円以上	27	3,730万円	9,330万円	40	4,700万円
50～100億円未満	23	3,696万円	8,500万円	32	8,200万円
10～50億円未満	86	2,966万円	12,000万円	167	11,700万円
5～10億円未満	51	3,415万円	13,769万円	111	13,769万円
2～5億円未満	65	2,244万円	9,359万円	180	4,296万円
2億円未満	38	1,208万円	4,150万円	200	4,500万円
合計	290	2,782万円	13,769万円	730	13,769万円

平成 26 年度から令和 5 年度までの直近 10 年間に当財団が契約者に支払った 730 件の事案のうち、被災者に 5,000 万円以上支払われた事例は 54 件であり、その中で契約者が負担した最高額は令和 2 年度の 1 億 3,769 万円で、1 億 1,700 万円、8,200 万円、7,000 万円、6,000 万円（3 件）と続き、契約者が 5,000 万円以上負担した事例は 11 件（令和元年度から 5 年度で 8 件）あるが、契約者以外に元請と下請の間で 5,000 万円以上負担した事例も 9 件（同じく令和に入ってから 8 件、そのうち 5 件は 7,000 万円で、元請のみならず 1 次 2 次下請でも負担）あり、示談金の水準は合計額でも 1 社の負担額でも、5,000 万円台から 6,000 万円台、さらには 7,000 万円台からそれ以上へと急伸しています。また、54 件中、事故後に保険金区分を見直して増額した契約者が 20 社、そのうち最高額の 5,000 万円に増額した契約者が 15 社ある一方で、現契約なしが 11 社となっています。

いざという時に補償額が不足して役に立たない保険では意味がなく、また、安い保険を提供していても肝心の補償額が足りずに相対的に高い保険にも入らざるを得ないようでは当財団の保険が公益性を十分に果たしているとは言い難く、さらに近年賃金は上昇の一途にあって 5,000 万円以上の示談金の支払いが急増し、6,000 万円や 7,000 万円が頻発している現況を踏まえて、保険数理上保険金区分の最高額を 6,000 万円あるいは 7,000 万円に引き上げるのは妥当であるか検証していただいた上で、令和 8 年度からの実施に向けて保険金区分の最高額の改正を行い、契約者の備えを極力支援していく必要があると考えております。